

令和8年度 提案型協働事業の手引き



垂井町

企画調整課 地域振興係

1 提案型協働事業とは

この事業は、垂井町まちづくり基本条例の基本理念に基づき、協議会、住民活動団体などが、多様化する地域課題や社会的課題の解決や地域の特性を活かしたまちづくりに関する事業提案を募集し、団体（住民）と行政が協働して事業に取り組むものです。

※垂井町まちづくり基本条例 平成22年3月制定（平成23年4月1日施行）

- ・「基本理念」（条例第3条） 住民は、まちづくりの主権者であり、議会や行政とともに地域特性を尊重した協働のまちづくりを基本とする自治を確立するものとします。
- ・「協働」（条例第2条第4号） 住民、議会、行政が、お互いの立場を尊重し、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に協力して行動することをいいます。

2 事業の種別

団体と町が協働して実施する事業は、次のとおりです。

行政提案型協働事業

町が提示するテーマに対し、団体が持つ技術又は知識を活かした事業提案により実施します。

テーマ1：関係人口の創出

テーマ2：多文化共生事業

補助金の額：事業に直接要する経費のうち、15万円を限度とします。

団体提案型協働事業

団体からの地域の特性を活かした取組又は地域の課題解決に向けた事業提案により実施します。

補助金の額：事業に直接要する経費のうち、10万円を限度とします。

3 対象となる事業の経費

別表参照

4 提案できる団体

協働事業を提案できる団体は、垂井町まちづくり基本条例第24条の規定に基づき設置した協議会、住民活動団体、NPO、公益法人、自治会、企業等で、次のすべてに該当する団体とします。

- (1) 町内に主たる事務所、活動場所があること。
- (2) 5人以上の構成員で組織されていること。
- (3) 組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- (4) 予算及び決算について、適正な会計処理が行われていること。
- (5) 原則、提案時において1年以上継続して活動し、かつ、引き続き活動が見込まれること。
- (6) 活動の目的が宗教及び政治に関するものでないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

5 対象となる協働事業

協働事業は、次のすべてに該当する事業とします。

- (1) 町内で実施される公益的な事業であり、団体及び町が協働して取り組むことによって、地域課題又は社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 町が現在行っている事業又は新たに団体が企画を提案する事業において、具体的な効果や成果が期待でき、住民サービスの向上が図られる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (4) 先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新しい視点による事業
- (5) 予算の見積もり等が適正である事業
- (6) 団体が実施可能な事業協働のまちづくりの視点から、団体及び町が相互に信頼関係を構築し、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができる事業

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教及び選挙活動に関わるもの
- (4) 施設等の建設及び整備を目的とするもの
- (5) 政策の提案（政策提案のための調査など）
- (6) 学術的な研究事業
- (7) 事業実施を伴わない調査
- (8) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント
- (9) 国、県及びこれらの外郭団体から他の補助、助成等の資金援助を受けているもの
- (10) 公助良俗に反するもの

6 実施期間

事業の実施期間は、単年度を原則とします。ただし、実施効果が高く協働のまちづくりの推進に有効であると町長が認めた場合は、3年間を上限として事業を実施することができます。

7 事業期間

事業期間は、当該年度の事業開始日から令和9年1月末日までとします。

8 審査及び選考

審査及び選考は、次のとおりとします。

- (1) 審査は、「住民協働活動審査会」（以下「審査会」という。）に諮り、協働事業の適否について審査します。
- (2) 審査方法は、提出された書類、提案された事業を所管する課長及び事業提案を行った団体によるプレゼンテーションにより審査を行います。
- (3) 審査会は審査結果を町長に報告し、町長は、その報告に基づき、事業実施の可否について検討を行い、その結果を提案団体に通知します。

基本的な審査基準については、次のとおりとします。

ア	事業の目的	①地域課題や社会的課題を踏まえたものであるか。 ②町が協働で取り組む必要性が認められるか。
イ	住民サービスの向上	③事業を実施することで、より質の高いサービスの提供が可能か。 ④具体的な効果や成果が期待できるか。
ウ	役割分担と相乗効果	⑤協働の役割分担が明確かつ妥当であるか。 ⑥協働で実施することにより相乗効果が期待できるか。
エ	実現の可能性	⑦事業実施期間内に確実に終了できる方法及び計画で立案されているか。
オ	先駆性	⑧新しい視点からの取り組みであり、今後のモデル事業となり得るか。
カ	経費の妥当性	⑨提案事業を実現するために適正な経費見積りとなっているか。
キ	事業遂行能力	⑩事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり、町との協働事業を達成する能力が十分にあると認められるか。

(4) 審査の判断基準は次のとおりとし、上記の「基本的な審査基準」の①から⑩までの10項目に、それぞれ1点から5点の点数制で評価します。

【判断基準】

5点	非常に高く評価できる
4点	高く評価できる
3点	評価できる
2点	あまり評価できない
1点	評価できない

(5) 全審査項目の平均が「3.0点未満」の協働事業は、不採択とする。

9 提出書類

(提案する時)

- 垂井町（行政・団体）提案型協働事業提案書（様式第1号）
- 垂井町提案型協働事業計画書（様式第2号）
- 垂井町提案型協働事業収支予算書（様式第3号）
- 団体の概要書（様式第4号）

※以下、任意様式

- 団体の定款、規約、会則等
- 役員及び会員名簿
- 団体の前年度活動報告書
- 団体の前年度収支決算書
- 団体の法人町民税納税証明書（納税義務のない団体は不要）

(その他)

※事業開始後、補助金の交付申請時等において使用します。

- 垂井町提案型協働事業補助金交付申請書（様式第6号）
- 垂井町提案型協働事業補助金交付請求書（様式第8号）
- 垂井町提案型協働事業変更（中止）申請書（様式第9号）
- 垂井町提案型協働事業実績報告書（様式第10号）
- 垂井町提案型協働事業収支決算書（様式第11号）
- 自己評価シート

10 提出期限

令和8年3月19日（木）

11 協定書の締結

事業実施の対象となった団体（以下「実施団体」という。）及び町は、具体的な役割分担を協議し、事業実施に当たっての基本的事項、役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定書を締結します。

12 実績報告

実施団体は、事業完了の日から30日以内に垂井町提案型協働事業実績報告書、垂井町提案型協働事業収支決算書及び自己評価シートを町長に提出していただきます。

また、公開による事業報告会において、事業の成果等について報告していただきます。

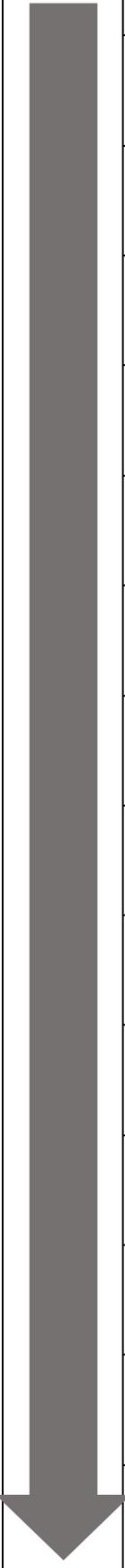
13 情報公開等

協働事業の提案及び協働事業の決定に係る提案団体の名称、事業名、事業の目的などは、広報たるいへの掲載その他町長が適当と認める方法により公表します。

お問い合わせ

企画調整課 地域振興係 TEL：22-1152（直通）

【提案型協働事業の流れ】



区 分	時 期	内 容
事業の周知 (提案募集)	2月	・手引きの配布 ・広報たらい・町ホームページへの掲載
提案書等の提出	3月19日	・垂井町提案型協働事業提案書等の提出
提案書の確認 所管課との協議	4月上旬	・企画調整課による提案書の確認 ・団体と所管課との協議
提案書等の再提出	4月中旬	協議により変更がある場合は、 垂井町提案型協働事業提案書等の再提出
審査会	5月上旬	・公開プレゼンテーション
審査結果	5月中旬	・審査結果通知 ・審査結果の公表
協定書の締結	5月中旬	・団体と所管課との協議
補助金交付申請	5月中旬	・団体→町 補助金交付申請
補助金交付決定	5月下旬	・町→団体 補助金交付決定
補助金交付請求	5月下旬	・団体→町 補助金交付請求
補助金の支払	5月下旬	・町→団体 補助金の支払（口座振込）
事業完了	1月末日	
実績報告書等の提出	2月中旬	・垂井町提案型協働事業実績報告書等の 提出
報告会	2月下旬	・報告会の開催（公開）

別表

費 目	対 象 と な る も の
賃 金	事業に従事させたスタッフの賃金等 ※他の事業と併用して行う場合のスタッフの賃金等は除く。
報償費（謝礼）	講師謝礼等
旅費（交通費）	講師等の移動に係る旅費、スタッフの交通費等
消耗品費	事業に必要な用紙・文具等の購入費等
食糧費	講師の食事代（弁当等）、会議用湯茶等 ※スタッフ個人の飲食代、懇親会費用は除く。
印刷製本費	チラシ、パンフレットの作成、資料等の複写・印刷費等
通信運搬費	郵便料（切手・はがき）、物品の宅配便等 ※団体の電話料金、インターネット通信代は除く。
保険料	講師、ボランティアスタッフ、事業参加者のための保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、車輛・機械器具等の借上げ・リース料 ※団体が使用している施設等の使用料は除く。
備品購入費	借上げ・リースによる対応が困難で、事業を実施するため必要な備品の購入に係る費用 ※パソコン、カメラ等他の事業に転用できる家電製品等は除く。
その他	上記の対象経費以外で、特に必要と認める経費